

基本方針	目的	事業番号	事業名	事業内容	区分	対象
ごみの発生抑制・減量化の推進（リデュース）	生ごみの減量化	1-1	生ごみ処理機貸出及び購入補助事業	生ごみ処理機の無料貸出しを行い、処理機の購入を促進するとともに、処理機の購入に補助金を交付し、生ごみの排出量を抑制し減量化を図る。	継続	市民
ごみの発生抑制・減量化の推進（リデュース）	ごみの発生抑制・減量化	1-3	ごみの発生抑制・減量化に関する市民への啓発	多様な媒体で食品ロスの削減等について市民への啓発に努め、ごみの発生抑制や減量化に繋げる。	継続	市民
ごみの発生抑制・減量化の推進（リデュース）	ごみの発生抑制・減量化	1-4	ごみの発生抑制・減量化に関する事業者への啓発	生活環境課に登録された「環境にやさしい事業所」に対し、事業者のごみ発生抑制・減量化への更なる自主的取組みを依頼する。	継続	事業者
ごみの発生抑制・減量化の推進（リデュース）	ごみの発生抑制・減量化	1-5	指定ごみ袋の金額の再検討	有料指定ごみ袋の金額等、ごみ処理に要する市民負担については、引き続き検討する。	検討	市民
ごみの分別と再資源化の推進（リユース・リサイクル）	ごみの分別の徹底	2-1	ごみの分別に関する市民への啓発	ごみの分別等を掲載したごみ収集カレンダーを作成して全世帯に配布するとともに、ホームページや広報紙、ごみアプリ等多様な媒体で分別を啓発する。また、出前講座や施設見学を通して市民啓発を図り、資源化率の向上に努め、排出量の抑制に繋げる。	継続	市民
ごみの分別と再資源化の推進（リユース・リサイクル）	資源化の推進	2-5-1	使用済小型電子機器の資源回収	全コミュニティセンターに回収ボックスを設置し収集するとともに、粗大ごみの内、対象品目を無料にて収集している。平成27年度には設置場所を学校等公共施設に拡充し、収集に取り組んでいる。また、リチウムイオン電池等による車両や処理施設の火災を予防するため、市民への啓発活動を行う。	継続	市民
ごみの分別と再資源化の推進（リユース・リサイクル）	資源化の推進	2-5-2	廃食油の資源回収	平成29年度よりクリーンセンター丸亀において開始。令和3年度からコミュニティセンター2カ所、令和4年12月から綾歌・飯山市民総合センターで回収を始めるなど、順次回収拠点の拡大に努める。	継続	市民
ごみの分別と再資源化の推進（リユース・リサイクル）	資源化の推進	2-6-1	収集資源物の品質向上	平成26年度からペットボトルのラベル・キャップを除去したうえで収集する等、資源物の品質向上に努めているが、未だ徹底していない地域もあるため、引き続き多様な媒体を用いて市民に対する周知を積極的に実施する。	継続	市民
ごみの分別と再資源化の推進（リユース・リサイクル）	資源ごみの持ち去り防止	2-7	効果的な持ち去り防止策の検討	平成25年度に持ち去りを防止するための条例を定めたので、早朝パトロールを継続し、併せて市民に対して資源ごみの朝出しの徹底などの啓発を行う。	継続	市民
環境負荷が小さいごみの適正処理の推進	ごみステーションの管理	3-1	ステーションの新設・統合・分割	平成30年度にステーション設置要件を見直したことにより、新規の設置を抑制するとともに、地元住民等と協調して設置している。比較的小規模なステーションの統合を検討する。	継続	市民
環境負荷が小さいごみの適正処理の推進	ごみステーションの管理	3-2	ステーションの清潔の保持	動物に荒らされるステーション等に、ネットでの保護やごみ出し時間の徹底等の指導を行う。また、収集時の清掃等ステーションを清潔に保つよう努める。	継続	市民
環境負荷が小さいごみの適正処理の推進	資源化の促進	3-4	資源化の促進による環境負荷の軽減	不燃ごみであった蛍光灯、電池、温度計（水銀式）を資源化し、リサイクルすることにより、資源の保全に努めるとともに、水銀等による処理場の環境汚染を防止する。	継続	市民

基本方針	目的	事業番号	事業名	事業内容	区分	対象
計画推進・管理体制の確立	廃棄物減量等推進審議会による評価	4-1	定期的な審議会の開催	毎年度末頃に当該年度の事業報告と翌年度の実施計画等を審議し、施策の進行管理を行う。また、年度途中でも新たな事業や、重要な課題等については臨時に審議会を開催し審議する。	継続	審議会委員
その他	クリーン課が行う事業に関する啓発	5-1-1	施設見学や職場体験等の受入れ	小学生等の施設見学を積極的に受入れ、リサイクルの仕組みや重要性が理解されるよう努めるとともに、中学生の職場体験やインターンシップを受入れる等、啓発を図る。また、工場棟に勤労意欲の高い社会的弱者等を、優先的に会計年度任用職員として雇用する等、率先して社会的責務を果たす。	継続	市民
その他	クリーン課が行う事業に関する啓発	5-1-2	小学校社会科副読本の発行	学校教育を通じて正しいごみの出し方やごみの減量・資源化の重要性の認識を高めるため、小学校社会科研究会の協力を得て副読本を発行する。	継続	小学校4年生
その他	不法投棄の防止	5-3	効果的な不法投棄防止策の検討・パトロールの強化	不法投棄の多発する場所等に対する重点的なパトロール等、効果的な防止策を検討し不法投棄の防止に努める。また、投棄物を調査し、悪質なケースは警察と連携して対処する。不法投棄マップを作成し、ごみ減量等推進員等に配布し啓発活動を進める。また、地域住民からの申請による監視カメラの貸出し制度を導入する。	継続	市民